

「大和市企業活動振興条例（案）」に関する市民意見公募の結果

■ 公募手続の概要

意見募集期間： 平成30年1月4日（木）から2月2日（金）まで

意見提出方法： 窓口持参、郵送、ファックス、市ホームページ（氏名・住所・意見を明記）

周知方法： 広報やまと1月1日号、市ホームページ（1月4日～2月2日）

公表した資料： 大和市企業活動振興条例の制定について

資料閲覧場所： 市役所1階産業活性課および情報公開コーナー、渋谷分室、各連絡所、各学習センター、図書館、市ホームページ

■ 意見提出者と意見件数

意見提出者数 2人

意見件数 4件

■ 意見公募の結果

- ・ 条例案全般について — 1人・1件
- ・ 市の責務について — 1人・1件
- ・ 表現の修正について — 1人・1件
- ・ 健康企業奨励金について — 1人・1件

■ 条例（案）に対して寄せられたご意見と市の考え方

| | ご意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>企業活動は環境を壊すなどマイナス面もあるが、市に及ぼす税制面や地域活性化の効果などプラス面も多くある。誘致に応じる企業は少ないと思うが、取り組みとしては必要と思う。特に誘致だけでなく、事業拡大や設備投資にも奨励金を出すことに意味があると思う。費用対効果の面で失敗する可能性もあるが、ぜひ積極的な攻めの施策として進めてほしい。</p> | <p>今回いただいた貴重なご意見を参考に、地域経済の発展に向けて、企業活動の振興に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。</p> |
| | <p>今回の条例に直接つながることは難しいかもしれませんが、市の責務に、市内企業育成のため、市が行う物品発注や工事を、市内企業と市内障害者団体、シルバー人材センターなどに発注することをこの条例で位置付けた方がよいと思う。</p> | <p>市が行う物品や工事の発注につきましては、地方自治法施行令等に基づき、市内企業育成に向けて、適切に取り組んでおります。</p> |
| | <p>資料の一部に修正した方がよい表現等がある。</p> | <p>条例で使用する文言の表記等については、「法令における漢字使用等について」等に基づき適切に対応してまいります。</p> |
| 2 | <p>健康企業奨励金について、社員の健康意識向上や実際の健康増進に繋がる社内イベントの財源として使われる限り、非常に有効と思う。</p> | <p>健康企業奨励金が、企業のさらなる健康増進につながるよう働きかけてまいります。</p> |